

広島県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月九日

広島県議会議長 林 正 夫

### 広島県議会議規則第一号

#### 広島県議会議規則の一部を改正する規則

広島県議会議規則（昭和三十四年五月十五日議決）の一部を次のように改正する。

第一条を第百二条とする。

第十六章を第十七章とする。

第百条第一項中「第百条第十二項」を「第百条第十三項」に改め、同条を第百一条とする。

第十五章を第十六章とし、第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第百条 法第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。ただし、招集権者が議長以外の者である場合その他これにより難い場合は、協議等の場において別に定める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 当分の間、別表に掲げるもののほか、次表のとおり協議等の場を設ける。

名 称	目 的	構 成 員	招集権者
議会改革推進委員会	県議会改革の推進に係る議長の諮問事項に関する調査及び検討	所属議員数五人以上の会派から選出された議員及び議会運営委員会委員長	委員長

附則の次に次の別表を加える。

#### 別表（第百条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招集権者
全議員委員会	議案に係る説明の聴取等	全議員	議長
常任委員会正副委員長会議	常任委員会の運営等に係る基本的事項に関する協議又は調整	議長、副議長、常任委員会の委員長及び副委員長並びに議会運営委員会委員長	議長
特別委員会正副委員長会議	特別委員会の運営等に係る基本的事項に関する協議若しくは調整又は調査経過等の報告	議長、副議長、特別委員会の委員長及び副委員長並びに議会運営委員会委員長	議長

各派代表者会議	議会運営に係る重要事項に関する協議又は調整	議長、副議長、所属議員数五人以上の会派の代表者及び議会運営委員会委員長	議長
各派世話人会議	改選後の議会運営に係る重要事項に関する協議又は調整	議長であつた者、所属議員数五人以上の会派の代表者及び改選前に議会運営委員会の委員長又は副委員長であつた者	事務局長
議会運営委員会理事 会	議会運営委員会の運営に関する協議又は調整	議会運営委員会の委員長及び副委員長並びに議会運営委員会委員長が指名する理事	議会運営 委員会委 員長
議会運営協議会	改選後の臨時会の運営に関する協議又は調整	所属議員数五人以上の会派から選出された議員	事務局長
広島県議会広報委員 会	議会広報の実施に関する協議	所属議員数五人以上の会派から選出された議員	委員長
広島県議会政策条例 検討委員会	政策条例の立案に関する検討及び調整	所属議員数五人以上の会派から選出された議員	委員長
広島県議会情報公開 ・個人情報保護審査 会	広島県議会情報公開条例（平成十四年広島県条例第二十五号）又は広島県議会個人情報保護条例（平成十七年広島県条例第六十六号）の規定に基づき意見を求められた事項の審議	議長に指名された議員五人以内	会長
広島県議会政治倫理 審査会	広島県議会議員の政治倫理に関する条例（平成十九年広島県条例第五十五号）の規定に基づき審査請求された事項の審査	議長に指名された議員十 二人以内	委員長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。